

議会運営委員会の概要

1 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について

- ・議事調査課長から、別紙「山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）」等により説明があり、本日の本会議に提出することが了承された。

2 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について

- ・事務局次長から、別紙「山形県情報公開条例の一部を改正する条例の制定について（案）」等により説明があり、本日の本会議に提出することが了承された。

3 常任委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、本日常任委員会から発議される意見書案は、別紙「消費税率引上げに伴う事業者等への支援を求める意見書」の1件である旨説明があり、了承された。

4 議事日程第8号について

- ・議事調査課長から、別紙「会議順序表」により本日の議事日程等の説明があり、了承された。

【発言概要、質疑等】

（後藤委員） 意見書案についての採決方法が簡易採決となっているが、共産党は昨日「消費増税の中止を求める請願」を不採択とすることに反対討論を行った。にもかかわらず、今日、消費率の引上げを前提とした支援を求める意見書を出すのに賛成するのはおかしいのではないか。指摘だけしておきたい。

5 その他

（1）欠席届について

- ・議事調査課長から、安孫子人事委員会委員長が弁護士業務のため本日の本会議を欠席し、廣居委員が代理出席するとの届出があった旨の報告があり、了承された。

(2) 今後専決処分を必要とする事項について

- ・総務部長から、別紙「今後専決処分を必要とする事項」により説明があり了承された。

(3) 来年度の「政府の施策等に対する提案」の進め方について

- ・企画振興部長から、別紙「来年度の「政府の施策等に対する提案」の進め方について」により説明があり、了承された。

6 次回議運開催日時

4月22日（月） 午前10時

7 本日の開議時刻

議会運営委員会終了後、直ちに開議することが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

平成 31 年 3 月 14 日（木）

午 前 10 時

- 1 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について
- 2 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について
- 3 常任委員会発議の意見書（案）について
- 4 議事日程第 8 号について
- 5 その他
- 6 次回議運開催日時
4 月 22 日（月）午前 10 時
- 7 本日の開議時刻

発議第 号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び企画振興部の分掌に属する事項、環境エネルギー部の分掌に属する事項のうち防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項並びに」を「、企画振興部、防災くらし安心部及び」に改め、同項第3号中「の分掌に属する事項のうち防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項を除く事項並びに」を「、」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成 年 月 日

山形県議会議長 志 田 英 紀 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 大 内 理 加

（提案理由）

山形県部設置条例の一部改正に伴い、山形県議会委員会条例の一部を改正する必要があるため提案するものである。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員8人</p> <p>総務部及び企画振興部の分掌に属する事項、<u>環境エネルギー部の分掌に属する事項のうち防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項並びに会計局の分掌に属する事項並びに選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項</u></p> <p>他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 厚生環境委員会 委員8人</p> <p>環境エネルギー部の分掌に属する事項のうち<u>防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項を除く事項並びに子育て推進部及び健康福祉部の分掌に属する事項並びに病院事業局の所管に属する事項</u></p> <p>(4)～(6) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員8人</p> <p>総務部、<u>企画振興部、防災くらし安心部及び会計局の分掌に属する事項並びに選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項</u></p> <p>他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 厚生環境委員会 委員8人</p> <p>環境エネルギー部、<u>子育て推進部及び健康福祉部の分掌に属する事項並びに病院事業局の所管に属する事項</u></p> <p>(4)～(6) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>

発議第 号

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例

山形県議会情報公開条例（平成 12 年 7 月県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条第 1 項第 1 号中「規定」を「規定又は県条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示」に改める。

第 6 条第 1 項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号の前に次の 1 号を加える。

(6) 議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第 6 条第 1 項第 4 号中「の内部の」を「、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における」に、「が不当に阻害され、」を「若しくは」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めるに足りる相当の理由がある情報

第 6 条第 1 項第 8 号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第 109 条第 6 項及び山形県議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

平成 年 月 日

山形県議会議長 志 田 英 紀 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 大 内 理 加

(提案理由)

不開示情報の対象となる情報を明確にするため提案するものである。

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(不開示情報等)</p> <p>第6条 前条に規定する不開示情報は、次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>(1) 法令、他の条例及び会議規則（以下「法令等」という。）の<u>規定</u>により、公にしてはならないこととされている情報</p> <p>(2)及び(3) 一略一</p> <p>[新設]</p> <p>(4) <u>議会の内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p>	<p>(不開示情報等)</p> <p>第6条 前条に規定する不開示情報は、次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>(1) 法令、他の条例及び会議規則（以下「法令等」という。）の<u>規定又は県条例第2条第1号に規定する実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示</u>により、公にしてはならないこととされている情報</p> <p>(2)及び(3) 一略一</p> <p>(4) <u>開示をすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めるに足りる相当の理由がある情報</u></p> <p>(5) <u>議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>(6) <u>議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>イ <u>監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p>ロ <u>契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p>

	<p>ハ <u>調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p>ニ <u>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p>ホ <u>県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p>
<p>(5) <u>争訟、契約、試験、調査、人事管理その他の議会の事務に関する情報であつて、開示をすることにより、当該事務の性質上、当該事務又は将来の同種の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(6) <u>議長が保有する国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）に関する情報又は国等からの協議、依頼等により議長若しくは議会事務局の職員が作成し、若しくは取得した情報であつて、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(7) <u>－略－</u></p>	<p>(7) <u>－略－</u></p>
<p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、県条例第6条第1項各号のいずれかに該当すると議長が認める情報</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>2 <u>－略－</u></p>	<p>2 <u>－略－</u></p>

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例(案)の概要

1. 改正の理由

「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会（見える化委員会）」における検証を踏まえ、情報公開における不開示情報の対象となる情報を明確にする等のため、山形県情報公開条例の一部が改正されることにあわせ、山形県議会情報公開条例の一部を改正する。

2. 改正の概要（第6条第1項）

（1） 不開示理由の明確化

- ・ 「行政執行情報」（第5号）を項目ごとに分け、不開示理由をより具体的に規定する。
- ・ 「執行部の不開示情報」（第8号）について、不開示項目ごとに明確に規定する。

（2） 国等関係情報の削除

「国等関係情報」（第6号）を削除し、「意思形成過程情報」と「行政執行情報」の対象に、「国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人」を加える。

3. 施行日

公布の日

意見書(案)

消費税率引上げに伴う事業者等への支援を求める意見書

国においては、平成31年10月に予定されている消費税率の引上げに伴う駆け込み需要と反動減を平準化し、経済への影響を緩和するため、消費税軽減税率制度の実施やキャッシュレス決済を用いたポイント還元施策等の導入方針を示している。

これまでも中小企業・小規模事業者等に対し、軽減税率対策補助金により複数税率に対応したレジの導入等に対する支援が行われているが、消費税軽減税率制度への対応が進んでいないこと。また、消費税率の引上げに伴う消費の冷え込みが懸念されることから、人口減少や高齢化等により事業承継が課題となっている事業所の廃業が危惧されている。

さらには、消費税軽減税率制度は商品や購入方法により異なる税率が適用されるため複雑であり、消費者と事業者の双方に混乱が生じるおそれがあるとともに、本県の中小・小規模事業者においては、全国に比べキャッシュレス決済の導入が遅れている状況である。

よって、国においては、消費者及び地域経済を支える中小企業・小規模事業者等が消費税率の引上げに円滑に対応できるようにするため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 消費税率の引上げに伴い導入が予定されている消費税軽減税率制度やキャッシュレス決済を用いたポイント還元施策等について、国民生活に混乱が生じないよう、消費者への周知など適切に対応すること。
- 2 中小企業・小規模事業者等が、クラウド会計やキャッシュレス決済の導入など、消費税率の引上げに円滑に対応できるよう各種支援制度の周知を図るとともに、各事業者の状況に応じたきめ細かな支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

山形県議会議長 志田英紀

以上、発議する。

平成 年 月 日

提出者 山形県議会商工労働観光常任委員長 柴田正人

会 議 順 序 表

[議事日程第8号]

平成31年3月14日(木)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第8号、その他)	
2	< 開 議 > ○ 議案上程 (議第102号から議第105号までの4件) ○ 常任委員長報告 厚生環境 常任委員長 農林水産 常任委員長 商工労働観光 常任委員長 建設 常任委員長 総務 常任委員長 ○ 採決 (議第102号から議第105号までの4議案)	簡 易
3	○ 議案上程・採決 議第106号 山形県教育長の任命について	簡 易
4	○ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての 発議案上程・採決 (発議第5号及び発議第6号の2件)	簡 易
5	○ 意見書案上程・採決 (発議第7号の1件)	簡 易
6	○ 議長あいさつ < 閉 会 >	

議 事 日 程 (第 8 号)

平成31年3月14日(木) 午前10時開議

- 第 1 議第102号 平成30年度山形県一般会計補正予算 (第6号)
- 第 2 議第103号 平成30年度山形県土地取得事業特別会計補正予算 (第4号)
- 第 3 議第104号 平成30年度山形県流域下水道事業特別会計補正予算 (第4号)
- 第 4 議第105号 平成30年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算 (第4号)
- 第 5 議第106号 山形県教育長の任命について
- 第 6 発議第5号 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 発議第6号 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 発議第7号 消費税率引上げに伴う事業者等への支援を求める意見書

(平成31年 3月14日議会運営委員会資料)

今後専決処分を必要とする事項

1 予算案件（1件）

- 平成30年度山形県一般会計補正予算（第7号）

2 条例案件（1件）

- 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について

来年度の「政府の施策等に対する提案」の進め方について

1 概要

- 2020年度の予算編成を見据え、政府が施策として進めていくべき事項について、県内の取組み等も踏まえながら、県の総意としてとりまとめ、提案を行う。
- 県選出国會議員からの意見を提案内容に反映し、提案のより一層の充実を図るため、県議会へ意見照会して回答をいただいた後に、県執行部から國會議員に対して個別に説明して意見をいただき、これを踏まえて提案内容を決定することとする。(これに伴い、従来の山形県開発推進懇談会は開催しない。)

2 実施主体

山形県開発推進協議会

(山形県、県議会、市町村、市町村議会、産業経済団体等で構成)

3 スケジュール (予定)

日程	平成31年度	【参考】平成30年度実績
4月中旬	執行部原案の作成	執行部原案の作成
5月上旬 ～ 5月中旬	<p>【県議会関係】</p> <p>世話人会 (推進日程・提案概要を説明)</p> <p>↓</p> <p>県議会への意見照会</p> <p>↓</p> <p>提案に係る検討会 (※県議会主催)</p> <p>↓</p> <p>執行部への回答</p>	<p>【県議会関係】</p> <p>議会運営委員会 (推進日程・提案概要を説明)</p> <p>↓</p> <p>県議会への意見照会</p> <p>↓</p> <p>提案に係る検討会 (※県議会主催)</p> <p>↓</p> <p>執行部への回答</p>
5月下旬	<p>國會議員への個別説明・意見照会</p> <p>↓</p> <p>提案内容の決定 (山形県開発推進協議会)</p>	<p>↓</p> <p>提案内容の決定 (山形県開発推進協議会)</p>
6月上旬	政府に対する提案活動 (知事・県議会議長)	<p>山形県開発推進懇談会 (國會議員との意見交換)</p> <p>↓</p> <p>政府に対する提案活動 (知事・県議会議長)</p>